

議案第 4 号

桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。))」を加え、同条第2項後段を次のように改める。

この場合において、前項中「次に掲げる」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある」と、「その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第 11 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 15 条第 1 項を次のように改める。

介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第 15 条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、規則で定める期間」を「指定期間」に改め、同条第 3 項中「勤務時間 1 時間」を「勤務 1 時間」に改める。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 15 条の 2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第 11 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 16 条の見出し及び同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第4号 桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

民間及び国に準じて、介護支援に係る規定の改正を行おうとするものです。